

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目	次	ページ
道公安委員会規則		
○道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則……………		1
○北海道公安委員会等に対する不服申立てに関する規則の一部を改正する規則……………		1
道公安委員会告示		
○北海道公安委員会及び方面公安委員会告示式の一部改正……………		2
道警察本部告示		
○更新時講習実施規程の一部を改正する規程……………		2

道公安委員会規則

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年4月1日

北海道公安委員会委員長 佐野 文 男

北海道公安委員会規則第5号

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

第32条中「とし、違反運転者講習と初回更新者講習は、違反運転者等講習として合同で行うもの」を削る。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

北海道公安委員会等に対する不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月1日

北海道公安委員会委員長 佐野 文 男

北海道公安委員会規則第6号

北海道公安委員会等に対する不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

北海道公安委員会等に対する不服申立てに関する規則（平成13年北海道公安委員会規則第

17号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第22条第3項」を「第22条第5項」に改める。

第19条の見出しを「裁決の方法等」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「別記第25号様式」を「別記第25号様式の2」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第41条第1項に規定する裁決に係る書面の様式は、別記第25号様式の裁決書のとおりとする。

第21条第1項中「及び第2項」を「から第3項まで」に、「〔裁決書〕とあるのは〔決定書〕と、「裁決書謄本送付書」とあるのは「決定書謄本送付書」と、同条第2項を「〔裁決〕とあるのは〔決定〕と、「裁決書」とあるのは「決定書」と、同条第2項中「裁決書」とあるのは「決定書」と、「裁決書謄本送付書」とあるのは「決定書謄本送付書」と、同条第3項に改める。

第22条第1項中「並びに」を「及び」に、「及び第2項」を「から第3項まで」に、「「法第42条第2項又は第4項」とあるのは「法第52条第1項において準用する法第42条第2項」と、「裁決書」とあるのは「決定書」と、「裁決書謄本送付書」とあるのは「決定書謄本送付書」と、同条第2項を「「裁決」とあるのは「決定」と、「裁決書」とあるのは「決定書」と、同条第2項中「法第42条第2項又は第4項」とあるのは「法第52条第1項において準用する法第42条第2項」と、「裁決書」とあるのは「決定書」と、「裁決書謄本送付書」とあるのは「決定書謄本送付書」と、同条第3項に改める。

別記第25号様式を別記第25号様式の2とし、別記第24号様式の次に次の1様式を加える。

別記第25号様式 (第19条、第21条、第22条関係)

裁 決 書
平成 年 第 号
住所 審査請求（異議申立）人 氏 名
平成 年 月 日付けで申立てのあった審査請求（異議申立て）について、次のとおり裁決（決定）する。
主 文

理 由 平成 年 月 日 北海道公安委員会 印	第8条中「一般運転者講習」を「各区分の講習」に改める。 別表を次のように改める。 別表（第2条関係） 更 新 時 講 習 実 施 基 準 第1 優良運転者講習 <table><tr><th>講 習 科 目</th><th>講 習 細 目</th><th>講習時間</th><th>講 習 方 法</th></tr><tr><td>1 道路交通の現状と交通事故の実態</td><td>(1) 地域における車社会の実態 ○ 北海道の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 (2) 交通事故の特徴 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型原因等について、事故事例と併せて説明する。</td><td>10分</td><td>○ 講義（教本、視聴覚教材等）</td></tr><tr><td>2 運転者の心構えと義務</td><td>(1) 無事故・無違反の奨励 ○ 今後における無事故・無違反、安全運転を奨励する。 (2) シートベルト、ヘルメットの着用 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 (5) 負傷者の救護措置 ○ 救急車が到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。</td><td>10分</td><td></td></tr></table>	講 習 科 目	講 習 細 目	講習時間	講 習 方 法	1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 ○ 北海道の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 (2) 交通事故の特徴 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型原因等について、事故事例と併せて説明する。	10分	○ 講義（教本、視聴覚教材等）	2 運転者の心構えと義務	(1) 無事故・無違反の奨励 ○ 今後における無事故・無違反、安全運転を奨励する。 (2) シートベルト、ヘルメットの着用 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 (5) 負傷者の救護措置 ○ 救急車が到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分	
講 習 科 目	講 習 細 目	講習時間	講 習 方 法										
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 ○ 北海道の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 (2) 交通事故の特徴 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型原因等について、事故事例と併せて説明する。	10分	○ 講義（教本、視聴覚教材等）										
2 運転者の心構えと義務	(1) 無事故・無違反の奨励 ○ 今後における無事故・無違反、安全運転を奨励する。 (2) シートベルト、ヘルメットの着用 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 (5) 負傷者の救護措置 ○ 救急車が到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分											
道 公 安 委 員 会 告 示													
北海道公安委員会告示第43号 北海道公安委員会及び方面公安委員会告示式（昭和62年北海道公安委員会告示第20号）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行する。 平成16年4月1日 北海道公安委員会委員長 佐 野 文 男 1の事項中「法令」の次に「（条例及び規則を含む。）」を加え、「登載して公示する」を「登載し、又は当該公安委員会の掲示場に掲示して公示するものとする」に、「場合等のため」を「場合であって」に、「登載して公示」を「登載」に、「これに代えることができる」を「公示するものとする」に改める。													
道 警 察 本 部 告 示													
北海道警察本部告示第49号 更新時講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成16年4月1日 北海道警察本部長 芦 刈 勝 治 更新時講習実施規程の一部を改正する規程 更新時講習実施規程（平成6年北海道警察本部告示第26号）の一部を次のように改正する。 第6条第2項中「北海道警察本部交通安全教育課長」を「北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課長」に改める。													

3 安全運転の知識	最近において改正が行われた道路交通法令の知識 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	10分	
-----------	---	-----	--

第2 一般運転者講習

講習科目	講習細目	講習時間	講習方法
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 ○ 北海道の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 (2) 交通事故の特徴 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型原因等について、事故事例と併せて説明する。	10分	○ 講義（教本、視聴覚教材等）
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え ○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 (2) シートベルト、ヘルメットの着用 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 (5) 負傷者の救護措置 ○ 救急車が到着するまでの間における	10分	

	る負傷者への応急救護処置等について説明する。		
3 安全運転の知識	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 (2) 危険予測と回避方法等 ○ OHP、ビデオ、アナライザー等を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的な危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	20分	
4 運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導 ○ 安全運転自己診断等により適性検査を実施し、自らの運転特性を客観的に評価して自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 (2) まとめ ○ 診断結果に基づくタイプ別の具体的な安全運転のコツを指導し、安全運転態度を実行するための動機付けを行う。	20分	○ 講義（運転適性検査用紙等）

第3 違反運転者講習

講習科目	講習細目	講習時間	講習方法
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 ○ 北海道の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 (2) 交通事故の特徴 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型原因等について、事故事例と併せて説明する。	10分	○ 講義（教本、視聴覚教材等）
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え ○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務	10分	

	務のあることを指導する。 (2) シートベルト、ヘルメットの着用 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止について説明する。 (5) 負傷者の救護措置 ○ 救急車が到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。				
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 ○ 受講対象に応じたビデオや映画を活用し、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 (3) 危険予測と回避方法等 ○ OHP、ビデオ、アナライザー等を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的な危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 ○ 身近な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ意見を出させ討論させる。	40分			

4 運転適性、技能についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導（検査用紙使用） ○ 安全運転自己診断等により実施し、自らの運転特性を自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 (2) 運転適性診断と指導（検査機器使用） ○ CRTによる運転適性検査器を使用して、運転行動に必要な基本的動作機能を検査し、その診断結果に基づいて安全指導する。 (3) 安全運転態度の診断と指導 ○ 診断用模擬運転装置を使用して、危険予測を中心とした安全運転態度と運転個癖を検証し、その診断結果に基づいて安全指導する。 (4) 運転技能診断と指導 ○ 指導員が同乗して車両を運転させ、運転個癖や運転技能を診断し、その結果に基づき安全指導する。	60分	○ 実技等（教本、運転適性検査器材等）
---------------------	---	-----	---------------------

注 講習科目4の講習細目は、重点を絞り選択して実施すること。

第4 初回更新者講習

講習科目	講習細目	講習時間	講習方法
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 ○ 北海道の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 (2) 交通事故の特徴 ○ 地域における交通事故多発路線、時間帯等と運転経験の浅い運転者による交通事故類型、原因等について、事例と併せて説明する。	10分	○ 講義（教本、視聴覚教材等）
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え ○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務があることを指導する。	10分	

	(2) シートベルト、ヘルメットの着用 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 (5) 負傷者の救護措置 ○ 救急車が到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。				
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 ○ 運転経験の浅い運転者向けのビデオや映画を活用し、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 ○ 最近において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 (3) 危険予測と回避方法等 ○ OHP、ビデオ、アナライザー等を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的な危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 ○ 運転経験の浅い運転者の特徴的な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ意見を出させ討論	40分			

	させる。		
4 運転適性、技能についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導（検査用紙使用） ○ 安全運転自己診断等により実施し、自らの運転特性を自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 (2) 運転適性診断と指導（検査機器使用） ○ CRTによる運転適性検査器を使用して、運転行動に必要な基本的動作機能を検査し、その診断結果に基づいて安全指導する。 (3) 安全運転態度の診断と指導 ○ 診断用模擬運転装置を使用して、危険予測を中心とした安全運転態度と運転個癖を検証し、その診断結果に基づいて安全指導する。 (4) 運転技能診断と指導 ○ 指導員が同乗して車両を運転させ、運転個癖や運転技能を診断し、その結果に基づき安全指導する。	60分	○ 実技等（教本、運転適性検査器材等）

注 講習科目4の講習細目は、重点を絞り選択して実施すること。

別記第7号様式を次のように改める。

別記第7号様式（第12条関係）

更新時講習業務日誌

（実施日 年 月 日）

（講習区分

担当者名	補助者名	会 場 名	講習時間	受講人員	備 考

注 規格は、A列4番横長とする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。
